

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十三日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則
(奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項に次の二号を加える。

四 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修

五 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第二十八条第一項中「この節」を「この条及び第二十八条の八」に改める。

第二十八条の三第一項中「退学した者」の下に「(学齢生徒を除く。)」を加え、同条第二項中「再入学しようとする者」の下に「(学齢生徒を除く。)」を加える。

第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項及び第二十八条の六第一項中「高等学校」を「中学校又は高等学校」に改める。

第二十八条の七第一項中「希望する者」の下に「(学齢生徒を除く。)」を加える。
第三十条第二項中「特別支援学校」を「中学校及び特別支援学校」に改める。

別表第一奈良県立奈良南高等学校の項中「普通」の下に「、建築探究、森林・土木探究」を加える。

別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「ラヒホイタヤ科」を「インクルーシブ幼児教育科」に改める。

第十一号様式の六中「~~児童発達支援~~」を「~~児童発達支援~~」に改める。
(奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(令和四年七月奈良県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立山辺高等学校の項の改正規定中「普通、生物科学探究、自立支援

農業」を「農業探究、自立支援農業、総合」に改める。

別表第三の改正規定中「加え、同表奈良県立奈良南高等学校の項中「建築学科」の下に「建築士養成科」を」を削る。

附則第一項中「、同表奈良県立大和中央高等学校の項及び別表第三奈良県立奈良南高等学校の項」を「及び同表奈良県立大和中央高等学校の項」に改め、附則第二項中「ビジネス科」の下に「並びに奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の普通科及び生物科学探究科」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三に規定する奈良県立宇陀高等学校のラヒホイタヤ科は、同条の規定による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第三の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。